

令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）（概要）

1 報告書の構成

- I 行政評価の概要
- II 行政評価結果
- III 行政評価結果の活用と制度の改善

2 令和5年度行政評価の結果

(1) 行政評価の概要 (P 5、P 30~31)

対象：79施策（第5次総合計画後期基本計画の中柱）

評価方法：施策の進捗度及び必要性の2項目について、4段階で評価を実施。

(2) 施策の分析 (P 5~6)

① 施策の進捗度

- ・「4極めて順調」「3おおむね順調」が78施策
- ・「2やや遅れている」が1施策

② 施策の必要性

- ・「4社会的なニーズは増加傾向にある」が10施策
- ・「3社会的なニーズは現状と変わらない」が69施策

③ クロス分析

■進捗度 ■必要性	4 社会的なニーズは増加傾向にある	3 社会的なニーズは現状と変わらない	2 社会的なニーズは減少傾向にある	1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある	計
4 極めて順調	1 ^{*1}	0	0	0	1
3 おおむね順調	9	68	0	0	77
2 やや遅れている	0	1 ^{*2}	0	0	1
1 大幅に遅れている	0	0	0	0	0
計	10	69	0	0	79

※1 進捗度が4、必要性が4の施策（1施策）

総合計画コード	施策名	所管課	評価の詳細
234	地域包括ケアシステムの推進	長寿はつらつ課	高齢者の地域活動団体数の着実な増加、第2層生活支援コーディネーターを通じた地域の活動把握により、活動支援を行うことができている。また、在宅医療・介護連携事業における会議等についても、関係者等の協力を得ながら進めることができている。

※2 進捗度が2、必要性が3の施策（1施策）

総合計画コード	施策名	所管課	評価の詳細
211	地域共生社会の構築	福祉相談課	新型コロナウイルス感染症の影響が残り、地域における様々な「つながる」活動ができなくなるなど、地域福祉活動に影響が出ている。

④ 政策分野ごとのまとめ (P 7~27)

- ・総合計画の6つの政策分野について、大柱ごと令和5年度の取組の成果や課題などを記載。

令和6年度

朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書（案）

朝霞市

目 次

I 行政評価の概要	1
1 行政評価制度とは	1
(1) 行政評価の定義	1
(2) 行政評価の目的	1
2 行政評価制度の概要	2
(1) 行政評価制度の全体像	2
(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用	4
II 行政評価結果	5
1 施策評価結果の集計	5
(1) 評価の概要	5
(2) 施策の分析	5
2 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～	7
(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活	8
(2) 第2章 健康・福祉	10
(3) 第3章 教育・文化	14
(4) 第4章 環境・コミュニティ	17
(5) 第5章 都市基盤・産業振興	20
(6) 第6章 基本構想を推進するために	25
III 行政評価結果の活用と制度の改善	28
1 行政評価結果の活用	28
2 行政評価制度の改善	28
3 行政評価シートの見直し	28
参考資料	
1 朝霞市行政評価実施要綱	29
2 施策一覧	30
3 施策評価シート	32

I 行政評価の概要

1 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民満足度の向上との両立が求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り向けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価の目的」を次のとおりとし、平成19年度から導入を進め、平成23年度以降本格的に実施しています。

(1) 行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

(2) 行政評価の目的

① 成果を重視した政策主導型の行政運営の推進

朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営を推進します。

② 質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すP D C Aサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。



③ 行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たし、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

2 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つの仕組みで構成します。

① 事務事業評価

- ・総合計画の実施計画に位置付けた事務事業の所管課による評価（自己評価）を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果（業績）を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

② 施策評価

- ・総合計画の基本計画で定める施策について、主として所管する課（部長、主管課長等）により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果（業績）を明確にし、総合計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③ 外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、市民や有識者からなる外部の視点から施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

【第5次総合計画の構成】

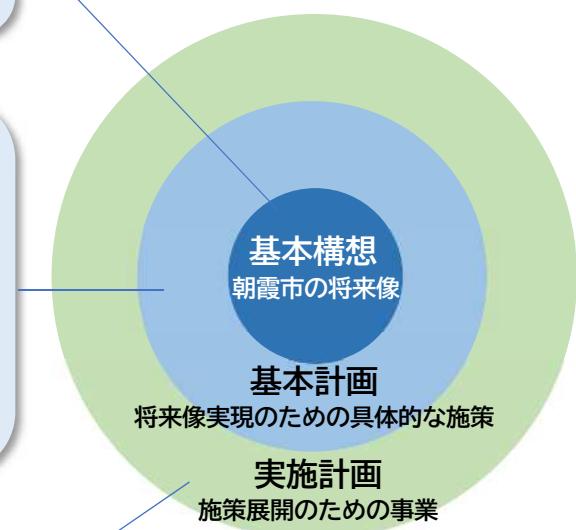
第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市民と行政が共に実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

前期：平成28年度（2016年度）から
令和2年度（2020年度）まで
後期：令和3年度（2021年度）から
令和7年度（2025年度）まで

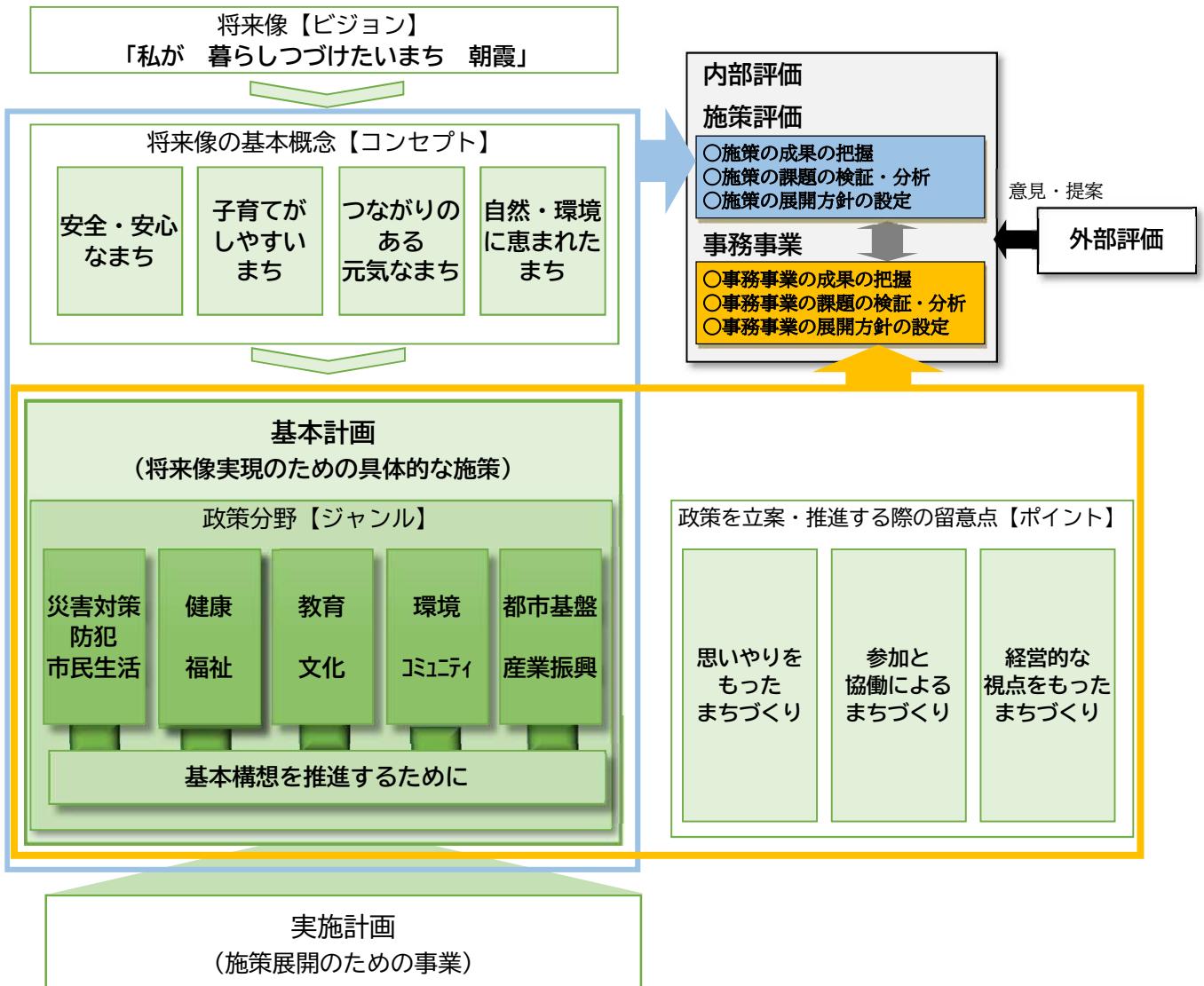
実施計画は、基本計画に定めた各施策を開けるためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



【基本構想・基本計画・実施計画と行政評価の関係】



(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画と連動させ、総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮する制度として運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようしていくことが前提となります。

① 総合計画進行管理との連動

総合計画の進行管理は、基本計画を基に、具体的な事業等の実施内容や進捗度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

② 予算編成への活用の検討

事務事業の効果的な選別のため、行政評価の結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに、予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。

II 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

令和6年度の評価（対象：令和5年度実施施策）では、第5次総合計画の中柱の79施策を対象に評価を行いました。なお、1つの施策が複数課にわたる場合には、担当課を設定し、担当課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

① 進捗度

77施策（97.5%）が「3 おおむね順調」の評価でした。その他、「4 極めて順調」及び「2 やや遅れている」の評価がそれぞれ1施策（1.3%）となっており、「1 大幅に遅れている」の評価はありませんでした。

■進捗度	施策数	割合
4 極めて順調	1	1.3%
3 おおむね順調	77	97.5%
2 やや遅れている	1	1.3%
1 大幅に遅れている	0	0%
計	79	100%

※「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

② 必要性

10施策（12.7%）が「4 社会的なニーズは増加傾向にある」の評価でした。69施策（87.3%）が「3 社会的なニーズは現状と変わらない」の評価となっており、「2 社会的なニーズは減少傾向にある」と「1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある」の評価はありませんでした。

■必要性	施策数	割合
4 社会的なニーズは増加傾向にある	10	12.7%
3 社会的なニーズは現状と変わらない	69	87.3%
2 社会的なニーズは減少傾向にある	0	0%
1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある	0	0%
計	79	100%

※「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

③ 進捗度と必要性のクロス分析

進捗度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での進捗が遅れている施策が1つありました。

■進捗度 ■必要性	4 社会的なニーズは増加傾向にある	3 社会的なニーズは現状と変わらない	2 社会的なニーズは減少傾向にある	1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある	計
4 極めて順調	1	0	0	0	1
3 おおむね順調	9	68	0	0	77
2 やや遅れている	0	1 【※参考】	0	0	1
1 大幅に遅れている	0	0	0	0	0
計	10	69	0	0	79

【参考】進捗度が2、必要性が3の施策

総合計画コード	施策名	担当課名	評価の詳細
211	地域共生社会の構築	福祉相談課	新型コロナウイルス感染症の影響が残り、地域における様々な「つながる」活動ができなくなるなど、地域福祉活動に影響が出ていることから、進捗はやや遅れている。

2 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～

行政評価の結果を、総合計画の6つの政策分野（ジャンル）ごとに集計し、成果や課題などについて、概要を次ページ以降にまとめました。

後期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価（進捗度）について、

- 4 極めて順調 : 4点
- 3 おおむね順調 : 3点
- 2 やや遅れている : 2点
- 1 大幅に遅れている : 1点

として集計し、さらに、中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：第2章 健康・福祉「1 地域福祉」 ⇒ 2.50点

$$= (\text{「地域共生社会の構築：2点」} + \text{「生活困窮者等への支援：3点」}) \div 2$$

(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活



① 防災・消防

東日本大震災や能登半島地震など大規模な震災の発生に加え、今後、首都直下地震なども懸念されています。また、水害についても、近年、短時間の集中豪雨による水害が市内で発生しています。これらの震災リスクや水害の状況を踏まえ、防災対策の推進については、備蓄食糧の更新、第七小学校、クリーンセンター、根岸台市民センター、朝霞県税事務所に設置している雨量計の運用を実施しています。

地域防災力の強化については、5年に1度実施している総合防災訓練や、同時開催した防災フェア、各小学校で児童向けの防災教育を実施することで、関係機関との連携強化や地域防災力の向上につなげることができました。また、自主防災組織の活動等の支援のため、地域自主防災活動等事業費補助金等を交付しました。

消防体制の充実については、埼玉県南西部消防局及び消防団と連携し、高度化する消防・救急活動を支援していくとともに、地震・水害等の大規模災害にも対応できるよう、技術向上に努めています。

② 生活

防犯のまちづくりの推進として、警察等の関係機関と連携し、防災行政無線やメール配信サービス等を活用した犯罪情報の提供を隨時実施したほか、防犯研修会を実施し、防犯意識の高揚を図りました。また、自治会・町内会等が行う防犯資機材の整備や防犯灯のLED化に係る経費に対する補助等、防犯に関する自主的な活動を推進するための支援を行ったほか、朝霞わがまち防犯隊及び青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施しました。今後においても、地域の自主防犯活動団体を育成支援するほか、警察やわがまち防犯隊等の関係機関との連携を図り、犯罪を起こさせにくい安全で安心なまちづくりを推進していきます。

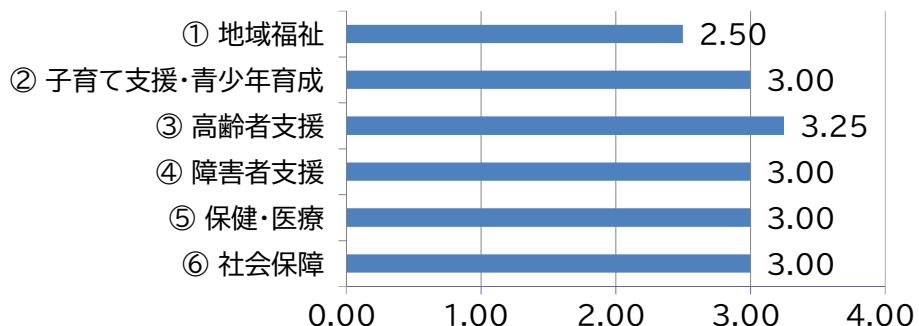
消費生活相談では、高齢者を狙った屋根や外壁の改修に関する相談が多く寄せられました。相談者は訪問業者の勧誘を断ることができずに契約をしてしまい、高額な支払いをしてしまうというケースがほとんどです。

消費生活相談を知っている人は相談を受けられますが、知らない人は泣き寝入りする場合もあることから、引き続き、広報あさかや市ホームページ等に消費者トラブル事例の掲載や注意喚起を行うほか、パネル展や消費者教室の開催など、高齢者のみならず若年層に対しても積極的に啓発活動を行い、消費者に必要な情報を発信していきます。

安心できる葬祭の場の提供については、家族葬や直葬などの小規模な葬儀が増加傾向にあるため、施設の貸出・運用方法等において、柔軟に対応できるよう指定管理者と調整しました。

今後については、施設・設備の老朽化等が確認されていることから、利用者ニーズを見極め、公共施設等マネジメント実施計画に従い、計画的に改修を実施していく必要があると考えています。

(2) 第2章 健康・福祉



① 地域福祉

「第4期朝霞市地域福祉計画」等に基づき、各種施策に取り組んでいます。

地域共生社会の構築では、民生委員・児童委員及び保護司の活動に対する支援のほか、ボランティア活動等のきっかけとなる地域保険福祉活動振興事業費補助金を交付したことで、地域における自主的な活動を推進することができました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とされていた地域福祉講演会を5年ぶりに開催し、福祉に対する理解と関心を深め、地域で共に支え合う意識の向上を図ることができました。

生活困窮者への支援については、生活困窮者自立支援法に基づいた自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、学習支援事業に加えて、家計改善支援事業も開始し、生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、高齢者の困りごと相談など、福祉に関わる相談を受ける福祉総合相談を実施しました。

② 子育て支援・青少年育成

「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進しています。

子どもたちが健やかに育つ環境整備では、児童虐待への体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点において、支援を要する家庭の早期発見と早期支援に努め、児童虐待の発生予防に努めました。引き続き児童虐待を防止し子どもの人権が尊重されるよう広報啓発を行うとともに、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成などを行いました。

また、子どもの貧困対策や居場所づくりについては、府内連絡会議を開催したほか、市内の子ども食堂や団体と連携し、フードドライブ活動などを行いました。子育て家庭を支えるための環境整備では、子育て家庭への支援として、家庭児童相談室や子育て支援センターなどの相談や支援により、保護者の育児負担の軽減、不安や悩みの解消を図りました。

子育て家庭への経済的支援として、児童手当の給付やこども医療費の助成のほか、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、家計への負担が増えている子育て家庭への支援策として、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯/その他世帯）」を支給しました。

幼児期等の教育・保育の充実では、公設保育園の管理運営のほか、民間保育園等に対する運営費の補助を行いました。

青少年の健全育成の充実では、地域や関係団体、学校と連携して、子どもたちの安全を守るための地域安全マップの作成や青少年健全育成の集い(作文発表会)の開催、標語作品の募集などを行いました。

③ 高齢者支援

「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、各種施策を推進しました。

健康で活躍できる地域社会の推進では、第2層協議体で共有した取組課題のうち、市全域で対応するべき課題について、第1層協議体を新たに立ち上げ、検討することができました。また、元気高齢者を増やすため、フレイル予防教室等で介護予防を推進したほか、老人クラブやシルバー人材センターへの補助金の交付等により活動を支援しました。

自立のためのサービスの確立では、高齢者福祉サービス提供事業者に対して、光熱費等の高騰に係る経費の補助を新たに実施しました。

また、介護保険制度を適切に運用するため、介護認定調査、介護認定審査会の円滑な実施を図り、各種介護サービスを利用した際の保険給付費の支給や、生活支援員の派遣などを行いました。

安全・安心な生活ができる環境整備では、見守り協定を新たに3企業と結んだほか、ひとり暮らしの高齢者等への安心見守り通報システム等の提供や、認知症サポーター養成講座を実施することができました。

地域包括ケアシステムの推進では、各地域包括支援センターで総合相談支援等を行い、高齢者支援の充実を図ることができました。そのほか、多職種合同研修会や在宅医療・介護連携事業の推進などに取り組みました。

今後は、更に高齢化の進展が予測されていることから、「互いに支え合い いつまでも 自分らしく 笑顔で暮らせるまち あさか」を目指し、地域のつながりを大切にしながら、地域共生社会を見据えた取組を推進していきます。

④ 障害者支援

「第5次朝霞市障害者プラン」等に基づき、各種施策を推進しています。

共に生きる社会の実現では、ノーマライゼーションの理念の普及及び施策の充実を図るため、障害者週間に市内障害福祉施設2団体の活動内容の展示を行うなどの啓発事業を実施しました。併せて、障害者差別解消法の継続的な周知により、障害のある人の権利擁護の支援に努めています。

また、ふれあいスポーツ大会を開催したほか、障害者芸術（陶芸・絵画）体験教室や障害福祉施設の自主製作品展示販売会を実施することができました。今後においても、障害のある人を取り巻く環境や社会情勢の変化に適切に対応し、障害のある人もない人も、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

地域における自立生活支援では、障害のある人の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者医療費や特別障害者手当等の給付を行ったほか、福祉タクシー利用券の交付、交通系ICカード・自動車燃料費の補助等を行い、障害のある人の自立と社会参加を図りました。

また、障害のある人の自己決定権を尊重するため、丁寧に相談に応じ、必要な障害

福祉サービスの提供を行うなど、相談支援体制の充実に努めました。このほか、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を実施し、9月23日の「手話言語の国際デー」には、手話の普及・啓発に努めるなど、コミュニケーション支援についても充実を図っています。

自立に向けた就労支援では、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に努めています。

また、指定管理者制度により通所系障害福祉サービス施設を運営し、一般企業での就労が困難な障害のある人の日中活動等の場の確保に努めています。

今後も、障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人とない人の交流を深め、障害に対する啓発活動を行い、障害の有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを進めています。

⑤ 保健・医療

健康長寿の市民が増えるよう、「あさか健康プラン21（第2次）」に基づき、健康づくりの支援として様々な事業に取り組みました。健康への意識向上に取り組む市民の輪が広がることを期待して、「健康あさか普及員」と協働して事業を推進しています。普及員の登録数は、令和5年度末で422人となり、健康づくりを行う市民が今後も増えるよう取り組んでいるところです。また、健康マイレージ事業では、延べ3,308人が参加しており、どの年代の方でも取り組むことができる健康づくりの施策を展開しています。

次に、保健サービスの充実では、各種健診、予防接種等を進めています。母子保健分野では、令和5年度から伴走型支援と出産・子育て交付金、多子世帯応援給付金の支給を開始し、相談支援と経済的支援の一体的実施を開始しました。子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠届出時に保健師等による全妊婦への面接や妊婦健診の補助、産後ケア事業、新生児訪問指導、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から子育て期にわたる一貫して切れ目のない支援を行い、専門家の支援が必要な場合には、早期介入し支援しました。

また、感染症対策では、コロナが5類感染症に移行後も引き続き感染症対策を進め、新型コロナワクチン特例臨時接種は令和5年度末で終了しました。

医療体制においては、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急医療支援事業を継続していくとともに、医療体制の充実を図りました。今後においても、適切な医療を受けられるよう、現在の医療体制を維持するとともに、救急医療体制について、更なる充実を目指していきます。

⑥ 社会保障

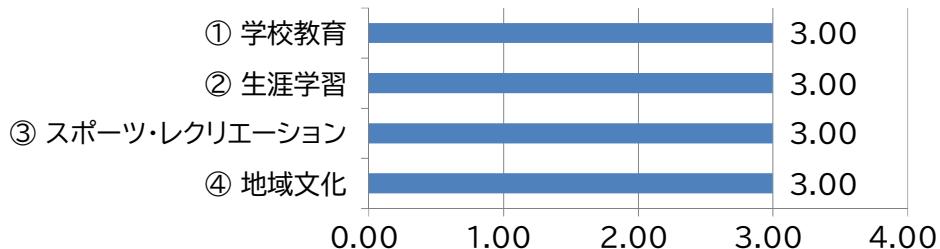
社会保障制度の適正な運営では、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の円滑な運営や特定健康診査及び人間ドック検診の受診者に対する受診費用の助成を実施することにより、市民の健康増進に努めました。国民年金事業では、年金に関する情報提供や相談体制を充実させ、社会保険労務士による年金相談を実施し、年金制度への理解の促進に努めました。

指標である特定健康診査受診率につきましては、令和4年度43.4%（法定報告値）、令和5年度46.3%（速報値・令和6年6月26日現在）と受診率が向上し

ており、引き続き、最終目標値である 60.0 %を目指していきます。

生活保護制度では、受給者からの多様な相談に対し、適切な支援及び助言を行うとともに、保護を要する方には適宜、必要な援護を行い、生活の安定化及び自立への一助となるための取組に努めました。

(3) 第3章 教育・文化



① 学校教育

朝霞の次代を担う人材の育成を進めるためには、豊かな心の育成が欠かせません。そのため、教育相談体制をより一層充実させてきました。中学校のさわやか相談室にさわやか相談員やサポート相談員、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等に関する教育相談に、丁寧な対応ができるようになりました。小学校の児童や保護者については、中学校区のさわやか相談室を周知したり、小学校に相談員が訪問したりすることで、更なる相談活動を充実させることができました。近年、教育相談を利用することが難しい家庭のほか、社会福祉や医療等の他機関との連携が必要とされるケースが増えています。朝霞市では、子ども相談室に3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、積極的に活用することで、対応を図っています。

さらに、確かな学力と自立する力の育成に向け、低学年補助教員やスクールセンター等の人的配置を継続するとともに、効果的な活用を推進していきます。また、各校で校内研修助成を活用した教職員の資質向上のための学校研修等に取り組みました。学力の面では、全国学力・学習状況調査では全国・県の平均正答率を上回っており、埼玉県学力・学習状況調査でも、小・中学校とも全ての学年・教科で朝霞市の平均正答率が県平均率を上回っており、おおむね良好と捉えています。

質の高い教育を支える教育環境の整備の充実では、令和5年度は、第二中学校の屋内運動場空調設備設置工事などを実施しました。また、少人数学級実施による教室不足のため、第六小学校及び第九小学校の校舎増築工事に着手するとともに、第二小学校、第六小学校において普通教室への転用改修工事を実施しました。

このほか、学校・家庭・地域が連携した教育の推進に向け、令和5年度に新たに第三中学校、第五中学校の2校に学校運営協議会を設置し、小学校全10校、中学校4校に学校運営協議会が設置されました。また、地域に根付いてきたふれあい推進事業は、全ての中学校区で実施されました。参加人数も令和4年度より増え、コロナ禍前の活力を取り戻しつつあります。

② 生涯学習

生涯学習施策を総合的、計画的に推進していくため、「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、各種事業を実施しました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、感染予防対策を行いながら、文化祭や市民芸能まつり、講座等を開催し、市民や学習団体の主体的な学習活動を支援することができました。今後とも市民の学習活動を支援し、学習の中心となる人材の育成を行っていきます。

公民館では利用数が回復し、主催事業や中央公民館サマーフェスティバル、地区公民館まつりなどを計画どおり実施することができ、市民の学びへの意欲に応えることができました。また、中央公民館エレベーター改修工事や東朝霞公民館空調設備改修工事などを実施し、利用者が快適に利用できる環境の整備を進めました。今後も、利用者のニーズを的確に把握し、市民の求める学びへの対応や安心して利用できる施設の整備に努めます。

図書館では、誰でも気軽に利用できる図書館を目指し、資料の充実と貸出し、レンタル等の図書館サービスの充実に努めながら、各種イベントや事業を展開しました。さらに、電子図書サービスについても、コンテンツの充実と利用の促進に努めました。図書館利用者のアンケート調査では、引き続き、満足度83.3%と高い評価となっていることから、今後も利用状況やニーズの把握に努め、第3次朝霞市立図書館サービス基本計画及び第3次朝霞市子ども読書活動推進計画に基づき、適切なサービス提供に取り組みます。

博物館では、各種事業の実施状況をコロナ禍以前の状況に戻すべく、可能な限り定員や回数を増して事業展開を行いました。今後も地域の調査・研究を進め、朝霞の特色を明らかにし、市民の皆さんへの学習機会の提供に努めます。

③ スポーツ・レクリエーション

「第2期朝霞市スポーツ推進計画」に基づき、誰もがいつでもどこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、各種事業を実施しました。体育祭は従前と同規模での内容で開催するとともに市民体育賞表彰式も併催し、ロードレース大会は市内外から多くの参加者を迎えて5年ぶりに開催するなど、全ての事業をコロナ禍前の規模で開催することができました。今後とも「20歳以上の市民の週1回以上のスポーツ実施率60%」という目標の達成に向けて、スポーツ協会を始めとする関係団体やスポーツ推進委員等との連携を図りながら各種事業を展開し、多くの方がスポーツに親しむための環境づくりを進めていきます。併せて、スポーツに関する情報等を広報やホームページ、公式SNSなどを活用して市民の皆さんに提供するなど、より多くの方にスポーツやレクリエーションに対する関心を持ってもらえるような広報活動を展開していきます。

また、スポーツ施設はスポーツ・レクリエーション活動の基盤であることから、誰もが安心して活動ができるよう、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に沿って、老朽化への対応やバリアフリー化などを推進していきます。

④ 地域文化

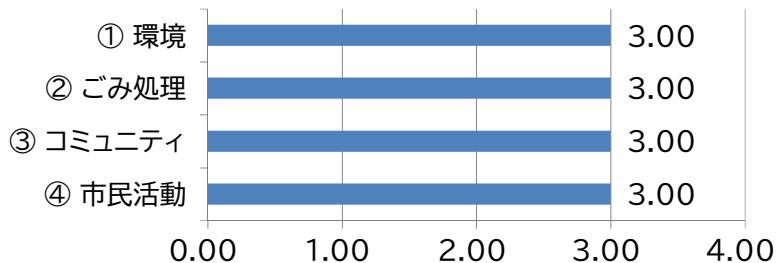
歴史や伝統の保護・活用では、重要文化財旧高橋家住宅における各種活用事業についてはさつまいも掘りなどの農業体験や昆虫採集・観察など屋外での体験学習を実施することができました。市指定無形文化財では、溝沼獅子舞の春・秋の奉納舞が3年ぶりに行われ、根岸野謡は市民芸能まつりや旧高橋家住宅において公演を行うなど、郷土芸能の普及啓発を図ることができました。その他、指定文化財を始めとした文化財について、定期的に状況観察や連絡ないし必要に応じた措置を施し、保護・保存に努めました。郷土芸能の各団体においては、後継者養成が課題となっているため、今後も継続的な支援を行います。また、博物館では資料調査に基づいた展示事業や教育

普及事業を実施し、文化財の保存・活用や公開を進めているところです。

芸術文化の振興では、朝霞市文化協会との協働により、ほぼ従前のとおりの活動体系に戻り、芸術文化展や市民芸能まつり、文化祭等を開催しました。各芸術文化団体等の活動の成果を発表する場が再開されたことにより、市民が気軽に芸術文化に触れることができる機会を提供できました。今後も、子どもやお年寄り、また、障害のある方などが、気軽に芸術・文化に親しみ、触れ合う機会となるよう、事業の充実に努めます。

地域文化によるまちづくりについて、人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市では、ふるさと意識が希薄になりがちで、かつ、独自の文化が育ちにくい状況にあります。今後においては、ふるさと意識を形成し、市民が地元に愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域独自の文化を醸成するイベントを継続して開催していく必要があります。また、幼少期からふるさと意識を育み、文化を継承していくために、彩夏祭のよさこい鳴子踊りに市内の小中学校の参加を促し、地元への愛着や帰属意識が芽生えるよう、補助金交付などの支援を継続します。

(4) 第4章 環境・コミュニティ



① 環境

住みよい環境づくりの推進では、自然環境や生活環境の状況を継続的に把握するため、大気・水質環境調査などの各種調査を実施しました。また、狂犬病の発生を予防するため、畜犬登録や狂犬病予防注射の啓発活動を実施したほか、人と動物との共生社会を推進するため浜崎ドッグランを開場し管理運営を行いました。

低炭素・循環型社会の推進では、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システム等の創エネ・省エネ設備設置費補助金の補助メニューを追加するとともに、国の補助金を活用した省エネエアコン買換え促進補助金の交付を実施したほか、リサイクルプラザにおいて、家庭で使われなくなった生活用品の再利用を促進するリサイクルショップの運営や、不要な家具を収集販売することで、資源の有効活用や廃棄物の減量、再資源化など、市民が循環型社会について身近に考えることができるよう、啓発を行いました。また、市役所公用車駐車場の電気自動車用急速充電器の利用促進を図るとともに、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページでの公表や、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAY・WEEKへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。

環境教育・環境学習の推進では、自治会・町内会など地域住民の協力を得ながら、春と秋の年2回きれいなまちづくり運動を実施したほか、小学生を対象とした環境美化のポスター募集を実施し、入選作品を市役所市民ホールや産業文化センターに展示するとともにポスター化して市内に掲示するなど、市民への情報提供や啓発を積極的に行いました。引き続き、市民・事業者・行政が連携し、環境への負荷の少ない活動を継続することにより、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

② ごみ処理

ごみの減量・リサイクルの推進では、本市の一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向性を示すものとして、「第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。また、ごみ分別キャンペーンの実施や環境月間、3R推進月間、街頭啓発活動などを通じて市民、事業者に対して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する意識啓発を推進しました。さらに、地域リサイクル活動推進団体に対し、補助金を交付することにより、更なるリサイクルを推進しました。令和5年度のごみ排出量については、啓発活動の効果により、家庭ごみ、事業ごみ共に減少しました。

ごみ処理体制の充実では、効率的な収集運搬、ごみ処理施設の適切な維持管理・運

転管理を行うことで、市民の快適で衛生的な生活の確保に努めました。また、分別方法が五十音順に検索できる「分別辞典」のQRコードを掲載した「資源とゴミの分け方・出し方」の簡易版パンフレットを全戸配布したほか、外国出身の方でもごみの出し方や分け方が分かる、やさしい日本語版の分別チラシを配布しました。また、市民活動団体と協働で制作した「ごみ分別アプリ」の情報発信を行い、ごみの分別・適正排出の啓発、衛生的な生活の確保に努めました。

和光市とのごみ処理広域化の検討については、令和2年10月1日に「朝霞和光資源循環組合」を設立し、広域処理施設の建設に向けた準備を進めています。現施設は、定期的な整備等を実施することにより、安定的に稼働させることができました。

今後も、ごみの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会の構築に努めていきます。

③ コミュニティ

コミュニティの希薄化や市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題など、様々な要因により自治会加入率の低下が進んでおり、加入率向上が喫緊の課題となっています。また、防犯・防災や環境美化、地域福祉など地域の諸課題を解決するためには、今後、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織の果たす役割がますます重要なため、地域活動が適切に継続されるよう市として取り組む必要があります。

今後も自治会連合会と連携し、現状や要望の把握に努め、柔軟に対応できるよう体制を整え、自治会・町内会の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めていきます。また、地域の自治組織である自治会・町内会に対し、自治会等運営費補助金や自治会等集会所建設事業補助金の交付を継続し、自治会・町内会の自主性を尊重しながら活動を支援していきます。さらに、コミュニティ活動の拠点となる市民センター8館、市民会館及びコミュニティセンターについては、経年劣化が進んでいるため、公共施設等マネジメント実施計画に基づき、施設の長寿命化や機能向上を図るなど、計画的な維持管理に努めます。

④ 市民活動

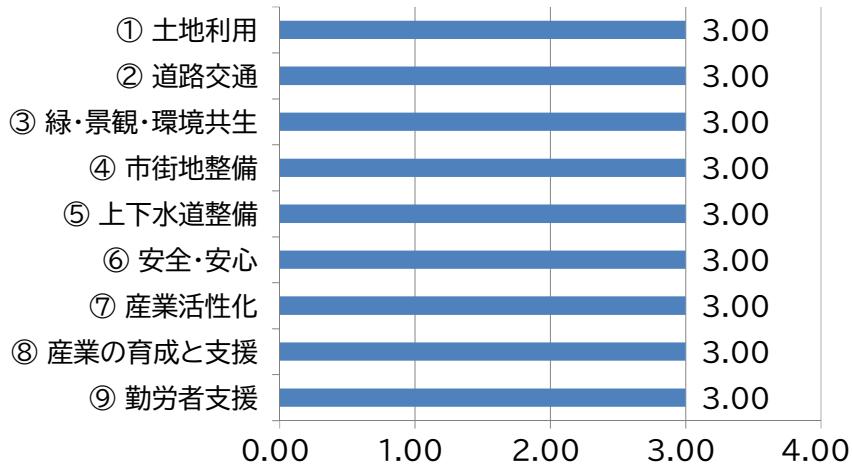
福祉の増進や子どもの健全育成、まちづくりの推進など、様々な分野の活動が広がっています。地域や生活の場で発見された課題や、市民の多様なニーズに対応するNPO法人などの市民活動団体は、地域社会の形成に重要な役割を果たしています。このため、より多くの方に市民活動へ参加する機会を提供するほか、活動の周知・啓発、団体支援を行うなど、引き続き市民活動を推進していく必要があります。

市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、市民活動への支援及び市民活動環境の充実のため、（公財）いきいき埼玉と共に、市内NPO法人、団体、企業等と協力して「地域デビュー支援セミナー」を開催し、シニア世代の活動の担い手づくりを行うとともに、市民活動団体の活動に必要な情報の収集、相談、運営支援などを行いました。

また、団体活動の幅を広げるため、朝霞地区4市が共催で「市民活動団体交流会」を開催し、団体の活動内容や活動における課題などの情報交換を行うとともに、団体同士の交流の促進を図りました。

コロナ禍が収束し、団体の活動も回復してきているため、引き続き活動拠点施設として、利用しやすい施設の維持管理を行い、様々な相談等に適切に応えられるよう、支援する側のスキル向上を図るなど、市民活動の活性化を進めていきます。

(5) 第5章 都市基盤・産業振興



① 土地利用

朝霞市都市計画マスターplanに即したまちづくりを推進するため、都市計画等のまちづくりに関する制度を適切に運用しました。また、従来の土地利用計画等に加え、都市機能や居住の誘導、公共交通の充実による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりも推進しています。引き続き、これらの制度を適切に運用するとともに、土地利用計画等に基づく施策の実施状況を確認し、区域区分や地域特性に応じた適正な土地利用を図っていきます。

旧暫定逆線引き地区については、地区計画による良好な住環境の形成に努めています。官民連携によるまちづくりについては、北朝霞・朝霞台駅周辺地区でエリアアップラットフォームの構築を進めるとともに未来ビジョン（暫定版）を策定しました。ウォーカブルの推進については、アサカストリートテラスなどの官民連携による公共空間の利活用やまちなかベンチの設置などを実施しました。

② 道路交通

自動車交通が増加する中、誰もが安全、快適に通行できる歩行空間の確保のため、用地交渉や用地買収を進めるとともに、歩道設置や道路拡幅の整備を進めました。都市計画道路については、駅東通線及び岡通線の根岸台6丁目地内において、早期の道路整備着手に向けて用地取得を進めています。また、市道についても橋梁や舗装の改修工事等を行い、道路、橋梁の安全確保や老朽化対策を進めるとともに、道路拡幅や歩道整備等を今後も計画的に行っていきます。交通については、道路の交通安全対策や公共交通のバリアフリー化などを計画的に行っていきます。

公共交通については、公共交通の不便な地域の解消などを目的に市内循環バスを運行するほか、地域公共交通計画に基づき、公共交通空白地区の改善に向け、先行検討地区と協働して試験運行を実施するなど、各種施策を推進しました。また、公共交通の補完と市民の移動の利便性向上等を目的に、シェアサイクルの実証実験を継続して実施しました。

さらに、東武東上線、JR武蔵野線県内沿線市町で構成する協議会を通じ、ホームドア設置や利便性の向上について要望活動を行ったほか、朝霞台駅へのバリアフリー

施設整備の推進に向け、東武鉄道と協議を重ね、令和5年11月にエレベーター新設工事が開始されました。

交通安全対策については、学校やPTA等からの要望に基づき区画線やグリーンベルト等を設置したほか、長寿命化計画に基づき歩道橋2橋の改修工事を実施しました。また、歩行者及び自転車の交通環境の整備のため、市道2号線の一部区間に自転車の通行領域を示す矢羽根型表示を設置しました。加えて、放置自転車対策など、安全な道路交通環境を整備したほか、小学校1年生及び4年生、園児を対象に交通安全教育を実施し、交通ルールの指導を行いました。また、市内各地で道路反射鏡や交通安全啓発看板の設置などを行いました。

③ 緑・景観・環境共生

「朝霞市みどりの基本計画」に基づき、各種施策を推進しています。

まちの骨格となる緑づくりでは、本市に残る貴重なみどりを保全する取組として保護地区・保護樹木の指定や生産緑地の追加指定、特定生産緑地の指定などを行うことにより、緑化の推進及び緑地の保全を図りました。公園では、市民が安全に安心して施設を利用できるよう定期的に遊具等の安全点検を実施し、適切な維持管理に努めたほか、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した遊具の更新を行いました。

また、うるおいのある生活環境づくりでは、公園や緑地の清掃、花苗植え、花壇管理をボランティア団体の活動を通じて実施するなど、みどりを守り育てる担い手となる市民等と行政が一体となって、協働で施策を推進する取組を行ったほか、市民がより身近に本市の自然環境や景観を感じられるツールとして、黒目川沿いの緑のスポットをつなぐ、くろめがわグリーントレイルマップを作成しました。

グリーンインフラ工事では、（仮称）宮戸二丁目公園、まぼりひがし公園、まぼりみなみ公園の3公園の整備事業に着手しました。

まちの魅力を生み出す景観づくりでは、朝霞市ならではの魅力ある景観の形成を進めるため、市民等が主体となった良好な景観づくりの取組を支援する制度として、景観づくり団体の認定及び景観形成補助金の交付を行っています。

再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システム等の創エネ・省エネ設備設置費補助金の補助メニューを追加するとともに、国の補助金を活用した省エネエアコン買換え促進補助金の交付を実施しました。また、市役所公用車駐車場の電気自動車用急速充電器の利用促進を図るとともに、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページでの公表や、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置、エコライフDAY・WEEKへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。

④ 市街地整備

土地区画整理事業、法令による規制・誘導、市民や事業者との連携や協働、地区計画制度等の活用など、まちづくりに係る制度を活用して、総合的に進めています。

令和5年度は、土地区画整理組合補助金を交付する予定となっていましたが、あずま南地区土地区画整理組合による工事に遅れがあったため、令和6年度に繰越としました。

⑤ 上下水道整備

上水道では、「朝霞市水道事業耐震化計画」に基づき、基幹管路の耐震化や、老朽管の更新を令和4年度より5キロメートルを目途に更新を進めるとともに、泉水岡浄水場電気設備更新工事（第5期）に着手しました。また、市内全域の漏水調査を実施し、79箇所の漏水を発見し修繕しました。引き続き、災害に強い水道施設を目指して、管路の耐震化や老朽施設の更新を推進していきます。

下水道では、既存の施設の処理能力を超える集中豪雨に対し浸水被害の軽減を図るため、「朝霞市雨水管理総合計画」を策定しました。本計画に基づき、溝沼地区の整備計画に位置付けた調整池築造工事を令和3年度から進めており、ポンプ場建設工事についても令和5年度から着手しました。今後、この計画に基づき、重点対策地区の対策工事を進めていきます。また、開発行為等の際に雨水流出抑制対策を実施するよう市民や事業者に協力をお願いしていきます。旧暫定逆線引き地区については、市街化区域の編入に伴い、公共下水道の整備を進めています。今後も未整備地域の下水道整備を進めるとともに、既存の下水道施設の適切な維持管理を図り、下水道事業を将来にわたって安定的に継続できるよう取り組んでいきます。

⑥ 安全・安心

災害や犯罪に強いまちづくりでは、公共施設の耐震化、災害対策、防犯対策等の対応だけでなく、市民、事業者が行う対策や協力も不可欠であり、その取組を啓発し、支援するための取組も必要です。安全対策の一環として、朝霞橋及び浜崎陸橋において、コンクリートの剥落が確認されたことから、応急措置としての緊急修繕工事を行いました。また、学校やPTA等からの要望に基づき区画線やグリーンベルト等を設置したほか、地域防犯パトロールの実施、防犯灯のLED化促進補助金や止水板設置費補助金を交付しました。また、民間の建築物の耐震診断・耐震改修工事などに対する補助制度の周知を行うとともに、危険なブロック塀等の撤去に伴う補助金を交付しました。

全ての人にやさしいまちづくりについて、誰もが暮らしやすい環境を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するためには、公共交通機関の充実や公共空間におけるバリアフリー化などが必要です。このため、鉄道事業者に対してホームドア設置や利便性の向上について要望活動を行うとともに、朝霞台駅へのバリアフリー施設整備の推進に向け、東武鉄道と協議を重ね、令和5年11月にエレベーター新設工事が開始されたほか、地域公共交通計画に基づき、先行検討地区と協働して試験運行を実施するなど、各種施策を推進しました。また、高齢者住宅の提供や住宅改善費の補助、住替家賃の補助や住宅資金の助成を行いました。加えて、認知機能、身体機能の低下等により、安全運転に不安がある市民に対して、運転免許自主返納啓発事業を実施し、自主返納された方の移動支援として市内循環バス回数券又はタクシー利用券を交付しました。

⑦ 産業活性化

「朝霞市産業振興基本計画」を踏まえ、商業の中心である商店街の賑わいの創出、

活性化を支援するために、市内各商店会に対する商店街活性化推進事業補助金等を交付したほか、中小商工業高度化事業構想推進事業費補助金として、TMO認定事業者（朝霞市商工会）に対する助成を行い、中心市街地の活性化と消費喚起を図ることができました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業融資制度を活用している事業者が1年間で支払った利子に対し、補助率を4／7から7／7に拡充して補助を行いました。また、市内事業者を利用して住宅リフォーム工事を行う市民に対し、個人住宅リフォーム資金補助金を交付することで、市内事業者の支援を図り、産業の活性化につなげることができました。

農業については、農業経営の安定化、農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組の支援、地産地消の推進のため、農業者、農業団体の活動の支援、市民農園の設置・管理や農業体験など各種施策を実施したことで、都市農業の振興を図ることができました。令和5年度からあさか野菜PR事業として、市内のホームセンターで月1回行われている朝霞産農産物販売において、朝霞の野菜を使ったクッキングライブを行うことで、あさか野菜の魅力を伝えることができました。また、農地パトロール等を行い、早期に遊休農地を発見したこと、農地の保全を図ることができました。

⑧ 産業の育成と支援

本市の産業振興の目標や施策の方向性を示した「産業振興基本計画」が、令和5年度で10年の計画期間の中間を迎えたことから、コロナ禍や物価高騰などによる社会情勢の変化を踏まえ、市や事業者が取り組むべき施策等を現状に合ったものに改める見直しを実施し、より実効性のある計画とすることことができました。

起業・創業の支援については、起業家育成支援相談、起業支援セミナーの開催、起業家に向けた融資制度を実施したほか、店舗等リフォーム資金補助金の交付を行い、空き店舗の解消を図るとともに、市内での起業を促進したことで、市内産業の育成を図ることができました。

また、農業経営基盤強化については、さいたま農林振興センターやあさか野農業協同組合、市内の事業者などの関係機関と連携し、地場野菜の振興などに取り組んだことにより、農業の担い手の育成や生産者の農業経営基盤の強化を図ることができました。

⑨ 勤労者支援

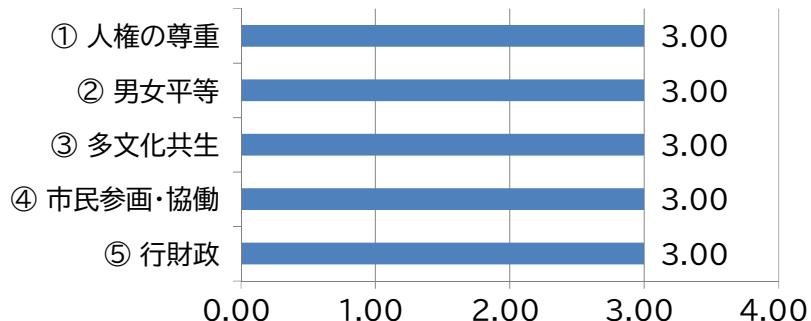
就労を希望する市民が望む仕事に就くことができるよう、内職相談や就職支援相談を実施したほか、埼玉県やハローワーク朝霞と連携し、保育業界や運送業界に関する就職支援セミナーや合同企業面接会も開催するなど、昨年度よりも内容を充実させたことで、市内での就労やマッチングにつながる支援をすることできました。

また、勤労者が雇用等のトラブルを解決するために、労働・社会保険相談事業を実施し、令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の方からの相談にも対応できるように、令和2年度から継続して相談日を増やして実施しました。

その他、働きやすい職場づくりを実践する市内事業者を増やす取組として、市内2

事業者をワーク・ライフ・グッドバランス企業に認定しました。今後も市民の市内の就職と定着を後押しするなど、就労支援に努めます。

(6) 第6章 基本構想を推進するために



① 人権の尊重

市民一人ひとりの人権意識や人権感覚を高め、差別のない社会の実現を目指すために、既存の事業を着実に実施していく必要があります。

人権啓発活動については、人権相談を始め、彩夏祭における啓発活動や市内小学校での人権の花運動、市内公設公営保育園での人権教室の実施など、人権擁護委員とともに各種啓発活動を実施したほか、人権問題講演会や研修会を実施し、市民への学習機会の提供を行うことで、市民への周知・啓発の取組を進めることができました。

また、平和の尊さ、大切さを次の世代に伝えていくため、平和パネル展を実施したほか、新型コロナウィルスの影響により中止していた「親子ピースチャレンジ」を再開するなど平和事業に取り組みました。

以上のような人権課題に関する様々な取組を行ったことにより、市民への情報提供や啓発が図れたものと考えます。今後も市民への人権に対する正しい理解の周知や人権問題の解決に向けた相談体制の充実、国・県等の関係機関や府内関係各課との連携を強化していきます。

② 男女平等

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、誰もが尊重され、認められるよう、個性や能力が発揮できる社会を目指して、各種事業を実施しています。

相談事業では、専門相談員によるDV相談や女性総合相談などの相談窓口を広く周知し、様々な相談への対応・支援をすることができました。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月からの施行に伴い、複雑化・複合化する問題を抱えた相談者に対応するため、女性総合相談の相談時間を拡大するなど相談体制の充実を図っていきます。

啓発事業では、市民との協働によるセミナーや広報啓発事業のほか、女性センター登録団体と協力した事業の実施など、男女平等についての周知啓発を行い、男女平等意識の浸透を図りました。また、多様な性に関する取組として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入するとともに、同制度の周知・啓発を行いました。

今後も、あらゆる分野において、性別にかかわりなくお互いを尊重し合い、誰もが自己の能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が促進されるよう努めていきます。

③ 多文化共生

文化・慣習が異なる外国人市民が日常生活で不便なく暮らすために、行政からの情報提供はもとより、きめ細かな対応ができるよう、地域で活動する国際交流団体と連携を密にしていく必要があります。本市においては、外国語版市民ハンドブックの配布やホームページの多言語化を始め、各種行政情報の多言語化やピクトグラムの導入などにより、少しづつ外国人市民が暮らしやすい環境が整ってきています。

引き続き、市内の多文化共生に取り組む団体と連携を深め、外国人市民の現状を把握し、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進センター等を活用し、多文化共生意識の啓発を図ります。

④ 市民参画・協働

市民参画と協働の推進については、協働事業数が前年度と比較し、ほぼ横ばいとなりました。市民活動支援ステーションにおいては、地域活動の参加促進につながるセミナーや相談会を開催したほか、志木市、和光市及び新座市と共に市民活動団体交流会を開催するなど、地域での活動を希望する方や市民活動団体に対する支援を行い、協働によるまちづくりを推進しました。また、公募委員候補者及び市政モニターの登録者を増やすため、無作為抽出した2,000人の市民に登録を依頼し、計画策定や市政モニターアンケートに多くの市民が参画できる機会の充実に努めました。

情報提供の充実と市民ニーズの把握については、広報あさかに掲載する原稿の表現やレイアウトについて工夫するとともに、ホームページのトップページ画面等のデザインを変更し、パソコンだけでなくスマートフォンからも見やすいデザインとするなど、分かりやすい情報発信に努めました。

⑤ 行財政

総合計画の推進については、第6次総合計画の策定を開始し、市民意識調査や市民ワークショップ等により市民の意見を聴取するとともに、市の現状に関する基礎調査等を実施することで、基本構想の検討に向けた取組を進めました。また、総合計画に基づく計画的な行政運営を行うため、引き続き市職員による内部評価及び外部評価委員会による客観的な検証を行うことで、行政活動の成果を検証しました。外部評価委員会の運営に当たっては、委員から事前に質問を受け付け、また、質問の関係課が会議に出席することなどにより、効果的な審議を行うことができました。

4市共用火葬場設置検討では、4市共用火葬場設置検討協議会において、環境影響調査や市民葬登録事業者を対象とするアンケートなどを実施することで現状を把握し、共用火葬場設置に向けた基本構想の策定に向けた検討を進めました。

行政改革では、行政改革推進実施計画に基づく7つの取組を進めるとともに、行政改革幹事会及び外部評価委員会において取組内容の検証を行い、令和6年度の実施計画の策定に生かすことができました。

公平・適正な負担による財政基盤の強化については、税の賦課徴収に関して、適正な賦課を行うとともに、広報やホームページ等を活用して納付方法等のPRを行うとともに、口座振替の勧奨を行いました。また、主に現年分の徴収対策として納税コー

ルセンターを活用し、未納者に対して早期納付の呼びかけを行いました。

財政運営では、財政調整基金の運用利息の積立や、決算における剩余金の1／2を下らない金額の積立を行い、財政調整基金の必要額を確保できました。また、国・県等の補助金の動向把握に努め、十分な活用を図ることができました。

公共施設の効果的・効率的な管理運営については、公共施設等マネジメント実施計画（第1期）を基に、施設の改修事業を進めたほか、同計画（第2期）の策定に着手しました。また、市庁舎の照明器具をLED化し、電力使用量を削減するとともに、電気の契約内容を切り替えたことにより、電気料金の削減につながりました。

適正かつ効率的な行政事務の遂行については、行政情報デジタル化推進方針に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等を計画的に進めました。また、統合型及び公開型G I Sを導入し、様々なサービスで地図情報を活用できる基盤を整えました。

機能的な組織づくりと人材育成については、定員管理方針に基づき、各部署の業務量や現状の配置状況等を確認しながら、令和6年度の人員配置を行いました。

人材育成では、階層別研修や専門研修を実施するとともに、新任考課者研修を実施することにより、人事考課制度を適切に実施することができました。

シティ・プロモーションの展開については、朝霞駅南口・東口及び北朝霞駅から朝霞台駅の連絡通路に朝霞市のブランドタグラインやキャラクターを活用したサインを設置することで、市内外へ朝霞市をPRすることができました。また、朝霞市民プロモーションミーティングメンバーの、朝霞に暮らす日常にフォーカスした「わたしの“あさか時間”」を順次発信し、その活動をまとめた冊子を発行したことで、朝霞市の魅力をPRすることができました。それに加えて、官民連携による参加型イベントを開催するなど、地域を盛り上げる取組を支援し、市の魅力のPRに繋げることができました。

III 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや次年度の実施計画の策定、予算編成等の市政運営に反映させていくことが重要です。

施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に評価結果を活用していくなければなりません。

そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度から全面的に施行しました。しかしながら、行政評価制度には多くの課題が残されています。分かりやすい指標の設定などはその一例です。

今後につきましても、行政評価の結果を公表して市民の声に向き合い、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。

3 行政評価シートの見直し

行政評価制度の改善に関する取組として、令和3年度に事務事業評価シート、施策評価シートの様式を抜本的に見直しました。具体的な内容は以下のとおりです。

- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標を、関連する施策評価シートに掲載し、総合計画と併せて、施策の効果検証を一体的に行えるようにしました。
- ・次年度の改善に生かすという観点から掲載項目を見直しました。
- ・後期基本計画から、SDGsの視点を踏まえた施策を推進することとしたことから、施策評価シートに、関連するSDGsのアイコンを記載しました。
- ・施策の評価について、「達成度」及び「必要性」の5段階評価から、「進捗度」及び「必要性」の4段階評価に変更することで、施策の状況を把握しやすくしました。
- ・市民の目線で分かりやすくなることを意識して、様式全体を見直しました。

参考資料

1 朝霞市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

(評価の方法)

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。

3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。

4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

(結果の公表)

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

(結果の活用)

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

政策分野	大柱	コード	中柱	進捗度	必要性
第1章 災害対策・防犯・市民生活	1 防災・消防	111	防災対策の推進	3	3
		112	地域防災力の強化	3	3
		113	消防体制の充実	3	3
	2 生活	121	防犯のまちづくりの推進	3	3
		122	消費者の自立支援の充実	3	3
		123	安心できる葬祭の場の提供	3	3
第2章 健康・福祉	1 地域福祉	211	地域共生社会の構築	2	3
		212	生活困窮者等への支援	3	3
	2 子育て支援・青少年育成	221	子どもたちが健やかに育つ環境整備	3	4
		222	子育て家庭を支えるための環境整備	3	3
		223	幼児期等の教育・保育の充実	3	3
		224	青少年の健全育成の充実	3	3
	3 高齢者支援	231	健康で活躍できる地域社会の推進	3	4
		232	自立のためのサービスの確立	3	4
		233	安全・安心な生活ができる環境整備	3	4
		234	地域包括ケアシステムの推進	4	4
	4 障害者支援	241	共に生きる社会の実現	3	3
		242	地域における自立生活支援	3	3
		243	自立に向けた就労の支援	3	3
	5 保健・医療	251	健康づくりの支援	3	3
		252	保健サービスの充実	3	3
		253	地域医療体制の充実	3	3
	6 社会保障	261	社会保障制度の適正な運営	3	3
第3章 教育・文化	1 学校教育	311	朝霞の次代を担う人材の育成	3	3
		312	確かな学力と自立する力の育成	3	3
		313	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	3	3
		314	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	3	3
	2 生涯学習	321	生涯学習活動の推進	3	3
		322	学びを支える環境の充実	3	3
	3 スポーツ・レクリエーション	331	スポーツ・レクリエーション活動の推進	3	3
		332	利用しやすい施設の提供	3	3
	4 地域文化	341	歴史や伝統の保護・活用	3	3
		342	芸術文化の振興	3	3
		343	地域文化によるまちづくり	3	3
		411	住みよい環境づくりの推進	3	3
第4章 環境・コミュニティ	1 環境	412	低炭素・循環型社会の推進	3	3
		413	環境教育・環境学習の推進	3	3
		421	ごみの減量・リサイクルの推進	3	3
	2 ごみ処理	422	ごみ処理体制の充実	3	3
		431	コミュニティ活動の推進	3	3
	3 コミュニティ	432	活動施設の充実	3	3
		441	市民活動への支援	3	3
	4 市民活動	442	市民活動環境の充実	3	3

政策分野	大柱	コード	中柱	進捗度	必要性
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	511	市街地の適正な利用	3	3
		512	市街地周辺の適正な利用	3	3
	2 道路交通	521	やさしさに配慮した道づくり	3	3
		522	まちの骨格となる道路づくり	3	3
		523	良好な交通環境づくり	3	3
	3 緑・景観・環境共生	531	まちの骨格となる緑づくり	3	4
		532	うるおいのある生活環境づくり	3	3
		533	まちの魅力を生み出す景観づくり	3	3
		534	循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	3	3
	4 市街地整備	541	特性に応じた市街地づくり	3	3
	5 上下水道整備	551	上水道の整備・充実	3	3
		552	公共下水道の整備	3	3
	6 安全・安心	561	災害や犯罪に強いまちづくり	3	3
		562	全ての人にやさしいまちづくり	3	3
	7 産業活性化	571	魅力ある商業機能の形成	3	3
		572	中小企業の経営基盤の強化	3	3
		573	企業誘致の推進	3	3
		574	都市農業の振興	3	3
	8 産業の育成と支援	581	産業育成のための連携強化	3	3
		582	起業・創業の支援	3	3
	9 勤労者支援	591	勤労者支援の充実	3	3
		592	雇用の促進	3	3
第6章 基本構想を推進するために	1 人権の尊重	611	人権教育・啓発活動	3	3
		612	問題解決に向けた支援体制の充実	3	4
	2 男女平等	621	男女平等の意識づくり	3	4
		622	男女平等が実感できる生活の実現	3	4
	3 多文化共生	631	外国人市民が暮らしやすいまちづくり	3	3
		632	多文化共生への理解の推進	3	3
	4 市民参画・協働	641	市民参画と協働の推進	3	3
		642	情報提供の充実と市民ニーズの把握	3	4
	5 行財政	651	総合計画の推進	3	3
		652	公平・適正な負担による財政基盤の強化	3	3
		653	公共施設の効果的・効率的な管理運営	3	3
		654	適正かつ効率的な行政事務の遂行	3	3
		655	機能的な組織づくりと人材育成	3	3
		656	シティ・プロモーションの展開	3	3

■進捗度

- 4：極めて順調
- 3：おおむね順調
- 2：やや遅れている
- 1：大幅に遅れている

■必要性

- 4：社会的なニーズは増加傾向にある
- 3：社会的なニーズは現状と変わらない
- 2：社会的なニーズは減少傾向にある
- 1：社会的なニーズは大幅に減少傾向にある

3 施策評価シート

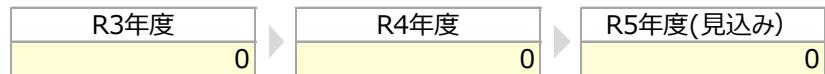
施策評価シート（対象：R5年度実施施策）			
担当課	関連課		
目標			
まち・ひと・しごと目標			
指標1		指標2	指標3
R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
1 実施内容			
【新規】			
【継続】			
2 審議会等第三者機関の評価・意見			
3 進捗状況			
1 2 ③ 4 … おおむね順調			
【判断の根拠】			
4 極めて順調 3 おおむね順調 2 やや遅れている 1 大幅に遅れている			
【外的要因】			
4 必要性			
1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない			
4 社会的なニーズは増加傾向にある 3 社会的なニーズは現状と変わらない 2 社会的なニーズは減少傾向にある 1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある			

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R3決算	R4決算	R5決算見込み	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		0	0	0	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円



6 現状と課題の分析

7 今後の展開

8 行政と市民の役割分担

9 所管部の総括

令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書
(令和6年8月現在)

発行 朝霞市

編集 政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>